

広島県選挙管理委員会告示第三十七号

農業委員会等に関する法律（昭和二十六年法律第八十八号）第十一条において準用する公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第百六十一条第一項第三号の規定により、個人演説会を開催することができる施設として次のとおり指定した旨、三次市選挙管理委員会及び大竹市選挙管理委員会から報告があつた。

平成二十七年五月七日

広島県選挙管理委員会委員長 橋 本 宗 利

| 施設の名称 | 所在地 | 指定年月日 |
|---------|----------------|------------|
| 三次市民ホール | 三次市三次町一一一番地一 | 平成二七年四月一日 |
| 木野集会所 | 大竹市木野一丁目一〇番一五号 | 平成二六年一二月五日 |